

令和5年5月15日

報道機関各位

危機管理局原子力安全対策課長

ウラン濃縮工場及び東通原子力発電所に関する報告について

日本原燃（株）及び東北電力（株）から安全協定に基づく報告がなされたので、別紙のとおりお知らせします。

○ウラン濃縮工場

- ・定期検査計画書

○東通原子力発電所

- ・定期報告

（1）放射性物質の放出状況（令和5年3月分）

報道機関用提供資料（連絡先）		
担当課	危機管理局原子力安全対策課 課長代理 神正志	
電話 番号	（内線）	6 4 8 7
	（直通）	0 1 7 - 7 3 4 - 9 2 5 3
報道監	危機管理局 次長 山上良一	



定期検査計画書

2023 濃運発第 19 号  
令和 5 年 5 月 15 日

青森県 危機管理局  
原子力安全対策課長  
竹ヶ原 仁 殿

日本原燃株式会社  
常務執行役員  
濃縮事業部長  
鶴来 俊弘

六ヶ所ウラン濃縮工場周辺地域の安全確保及び環境保全に関する協定第 10 条  
第 1 項の規定に基づく細則第 6 条第 1 項の定期検査の実施計画について別紙の  
とおり報告します。

## 六ヶ所ウラン濃縮工場 定期検査実施計画

## 1. 実施予定期間

令和5年5月16日～令和6年3月8日

## 2. 工程表

年月	令和5年			令和6年
	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月
全体工程	—————			

## 3. 検査項目

検査項目	検査内容
閉じ込めの機能に係る検査	閉じ込めの機能に係る所定の機能が維持されていることを確認する。
火災等による損傷の防止に係る検査	火災等による損傷の防止に係る所定の機能が維持されていることを確認する。
材料及び構造に係る検査	材料及び構造に係る所定の機能が維持されていることを確認する。
搬送設備に係る検査	核燃料物質を搬送する設備に係る所定の機能が維持されていることを確認する。
警報設備等に係る検査	警報する設備等に係る所定の機能が維持されていることを確認する。
放射線管理施設に係る検査	放射線管理施設に係る所定の機能が維持されていることを確認する。
廃棄施設に係る検査	放射性廃棄物を廃棄する設備に係る所定の機能が維持されていることを確認する。
非常用電源設備に係る検査	発電設備または無停電電源装置に係る所定の機能が維持されていることを確認する。
通信連絡設備に係る検査	通信連絡設備に係る所定の機能が維持されていることを確認する。

## 4. 特記事項

特になし。

放射性物質の放出状況に係る定期報告書  
(令和5年3月分)

令和5年5月15日

青森県危機管理局  
原子力安全対策課長  
竹ヶ原 仁 殿

東北電力株式会社  
執行役員  
東通原子力発電所長  
小笠原 和徳

東通原子力発電所周辺地域の安全確保及び環境保全に関する協定第10条第1項の規定により、放射性物質の放出状況について別紙のとおり報告します。

以上

## 放射性物質の放出状況（令和5年3月分）

## (1) 放射性気体廃棄物の放射性物質の放出量 (単位：Bq)

核種 (測定の箇所)	当該月の 放出量	当該月までの累積放出量					年間放出 管理目標 値
		第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	年度	
希ガス (排気筒)	N D	N D	N D	N D	N D	N D	$1.2 \times 10^{15}$
I - 1 3 1 (排気筒)	N D	N D	N D	N D	N D	N D	$2.0 \times 10^{10}$

(注) 放射性物質の放出量 (Bq) は、排気中の放射性物質の濃度 ( $\text{Bq}/\text{cm}^3$ ) に排気量 ( $\text{cm}^3$ ) を乗じて求めている。ただし、放射性物質の濃度が検出限界未満の場合は N D と表示した。

なお、検出限界濃度は「発電用軽水型原子炉施設における放出放射性物質の測定に関する指針」の第1表「放出放射性物質の測定対象核種、測定下限濃度及び計測頻度」の測定下限濃度以下としている。

## (2) 放射性液体廃棄物の放射性物質の放出量 (単位：Bq)

核種 (測定の箇所)	当該月の 放出量	当該月までの累積放出量					年間放出 管理目標 値
		第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	年度	
H - 3 を除く 全放射能 (サンプルタンク)	N D	N D	放出実績 なし	N D	N D	N D	$3.7 \times 10^9$

(注1) 放射性物質の放出量 (Bq) は、排水中の放射性物質の濃度 ( $\text{Bq}/\text{cm}^3$ ) に排水量 ( $\text{cm}^3$ ) を乗じて求めている。ただし、放射性物質の濃度が検出限界未満の場合は N D と表示した。

なお、検出限界濃度は「発電用軽水型原子炉施設における放出放射性物質の測定に関する指針」の第1表「放出放射性物質の測定対象核種、測定下限濃度及び計測頻度」の測定下限濃度以下としている。

(注2) 累積放出量には四半期ごとに測定するストロンチウムを含む。